

## 栃木県の出資法人等への関与等に関する指針

### 1 趣旨

県が出資又は出えんして設立し、あるいは各種支援を行っている法人等（以下「出資法人等」という。）については、これまで県政運営の重要な一翼を担い、県民福祉の向上等のため大きな役割を果たしてきたところである。

他方、人口減少や少子高齢化の進行、自然災害の頻発・激甚化、デジタル技術の急速な進展など、県行政を取り巻く環境は大きな変化の中にあり、こうした社会経済情勢の変化による県民ニーズの多様化への対応が求められていることから、県行政を補完し、公的サービスを提供する担い手として、県の出資法人等の役割はますます重要となっている。

このため、各出資法人等が今後とも県施策の推進主体のひとつとして、質の高い公的サービスを効率的かつ効果的に提供し続けることにより、県民益の最大化がもたらされるよう、令和4年12月の行政改革推進委員会からの提言等も踏まえ、出資法人等への県関与の基本的な考え方や、各法人の自律的かつ適正な運営を促進するために必要な事項について、この指針において規定するものである。

### 2 出資法人等の定義

(1) この指針において「出資法人等」とは、県政と密接な関係を有する法人であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 栃木県土地開発公社、栃木県道路公社及び栃木県住宅供給公社
- ② 県が資本金・基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人又は主たる事務所若しくは本店等の所在地が県外の法人を除く。）
- ③ 前2号に掲げるもののほか、知事がこの指針に基づく関与の対象とする必要があると認めた法人

(2) 知事は、出資法人等のうち、特に県政運営との関係が深く、人的・財政的な面での自立を図るため、自律的かつ適正な運営を促進する必要があると認めた法人を、「特定出資法人等」として毎年度指定する。

### 3 県関与の考え方

出資法人等に対しては、関係する法令や規則等に基づくもののほか、次の「県関与の考え方」に基づき、必要に応じた関与を行う。

#### (1) 基本的な考え方

法人が県施策の実施主体の一つとしてその役割を果たしていくためには、法人自らが社会経済情勢の変化やそれに伴う課題について分析し、課題解決に向けた取組を自発的・自律的かつ適切に行っていく必要がある。また、法人は県民サービスの担い手として、その公益性を踏まえた適

正な運営を行うことが求められる。

このため県は、法人の主体的な判断を十分尊重した上で、法人のガバナンスの強化の取組を促進する。また、県民益の増大に向けて法人とのパートナーシップの確立に努めるとともに、法人の経営の適正化及び活性化の一層の推進に資するため、運営状況の把握及び必要かつ適切な関与（職員派遣等・財政支出・助言等）を行う。

## （２）県関与に当たっての具体的な実施方針

### ① 職員派遣等

県職員の出資法人等への派遣等は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」等の趣旨に沿って、真に必要な場合に限り実施すること。

また、自立した運営を目指すため、派遣職員等の計画的な引き上げを行うこと。

### ② 財政支出

補助金、委託料、貸付金並びに負担金等の財政支出については、その支出の趣旨に従い適正に執行すること。なお、支出にあたっては、その必要性、効果、コストの妥当性等について検証を行い、社会経済状況や県民ニーズの変化を踏まえ適正化を図ること。

### ③ 助言等

出資法人等の運営については、自己決定・自己責任を基本に、法人が主体的・自立的に行うべきことを十分尊重した上で、必要に応じて適切な助言や指導を行うこと。

## ４ 特定出資法人等の自律的かつ適正な運営の推進

県は、特定出資法人等の自律的かつ適正な運営の推進に当たり、県と民間等との役割分担を明確にするとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

### （１）法人との連携・協働

法人の設立目的、県の出資目的及び法人を取り巻く環境を継続的に確認するとともに、法人とのパートナーシップの確立に努めること。

### （２）法人自らのガバナンスの強化

法人自らのガバナンスの強化、改革・改善の取組を促進するとともに、積極的な情報公開による透明性の確保・向上を促すこと。

### （３）組織のあり方の見直し

県民サービスの効果的推進のために組織体制の整備が必要な場合や、設立目的が達成された場合等においては、統廃合も含めた組織のあり方について法人とともに検討を行うこと。

### （４）県の関与に関する基本方針の策定

（１）～（３）までを踏まえた県関与のあり方について法人と連携して基本方針を策定し、適切に推進していくこと。

## 5 適切な関与に向けた県の推進体制

(1) 出資法人等を所管する部局長（以下「所管部長」という。）は、出資法人等の運営状況について、経営管理部長に報告するものとする。

(2) 所管部長は、出資法人等に関し、次の各号のいずれかに該当する項目については、経営管理部長に協議するものとする。

- ① 県職員派遣等の人的支援に関すること
- ② 委託事業等の財政支出に関すること

(3) 経営管理部長は、出資法人等への関与に関し総合的な調整を行う。

## 6 その他

(1) 県が4(3)の検討結果を踏まえた対応方針及び4(4)の基本方針を策定等する際には、「栃木県行政改革推進委員会」の意見を聴取するものとする。

(2) この指針に定めるもののほか、出資法人等への関与に関し必要な事項は、経営管理部長が別に定める。

### 附 則

(施行期日等)

この指針は、平成18年4月1日から適用する。

栃木県外郭団体等指導指針は廃止する。

### 附 則

この指針は、平成19年4月1日から適用する。

### 附 則

この指針は、令和6年4月1日から適用する。